

「中部上北スタイル第3号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年5月19日

青森県上北農林水産事務所長

記

1 業務名

中部上北スタイル第3号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業で実施する自動水位調整ゲートの効果検証、事業のリーフレット作成を行うものである。

(2) 概要

- | | |
|-------------------|----|
| 1) 自動水位調整ゲートの効果検証 | 一式 |
| 2) リーフレット作成 | 一式 |

3 応募資格等

別添中部上北スタイル第3号委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添中部上北スタイル第3号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21
青森県上北農林水産事務所
TEL:0176-23-5318
メールアドレス toru_shimotomai@pref.aomori.lg.jp
nobuyuki_takehana@pref.aomori.lg.jp
担当者 農道ほ場整備課 下斗米、竹花

中部上北スタイル第3号委託 応募要領

1 業務名

中部上北スタイル第3号委託

2 業務の目的

本業務は、持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業で実施する自動水位調整ゲートの効果検証、リーフレット作成を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和8年3月25日(水)までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

(2) 提出期間

令和7年5月20日（火）から令和7年5月29日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和7年5月20日（火）から令和7年6月2日（月）まで

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性（別添資料参照）

ア 過去10年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

(1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年6月6日（金）までに通知（様式第3号）する。

- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県上北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

青森県上北農林水産事務所

TEL:0176-23-5318

メールアドレス toru_shimotomai@pref.aomori.lg.jp

nobuyuki_takehana@pref.aomori.lg.jp

担当：農道ほ場整備課 下斗米、竹花

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県上北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県上北農林水産事務所が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年5月29日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は 990千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、青森県上北農林水産事務所長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

青森県上北農林水産事務所

TEL:0176-23-5318

メールアドレス toru_shimotomai@pref.aomori.lg.jp

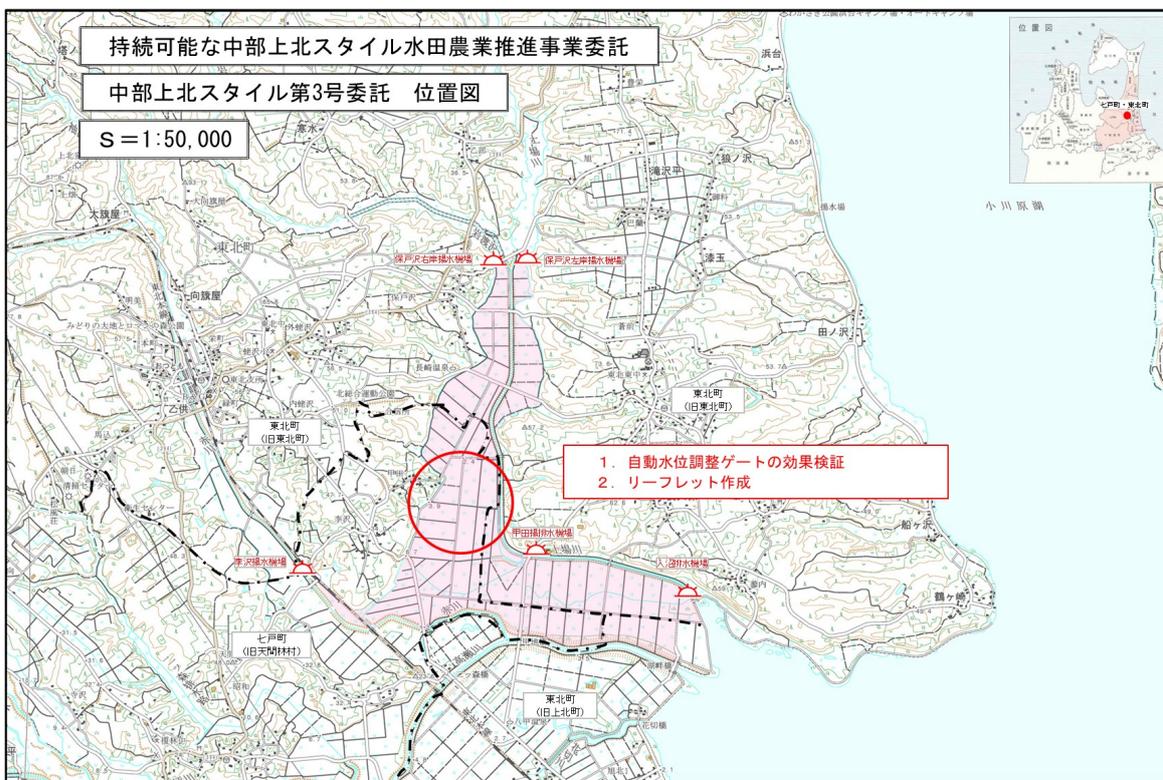
nobuyuki_takehana@pref.aomori.lg.jp

担当：農道ほ場整備課 下斗米、竹花

(別添資料)

本地区の概要等

1 本業務場所は下記のとおり。



この地図は、国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用したものである

2 本業務の特記仕様書は、下記のとおりである。

業務番号 上農水（整委）第7号

業務名 中部上北スタイル第3号委託

業務場所 上北郡七戸町字榎林小川向地内外

業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

特記仕様書

第1章 総 則

(目的)

第1-1条 この業務は、持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業で実施する自動水位調整ゲートの効果検証、リーフレット作成を行うものである。

(業務場所)

第1-2条 業務場所は、上北郡七戸町字榎林小川向 地内外で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-3条 業務の概要は次のとおりである。

内 容	
自動水位調整ゲートの効果検証	一式
リーフレット作成	一式

(管理技術者)

第1-4条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大卒18年、高卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(業務内容)

第1-5条 業務の内容は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
自動水位調整ゲートの効果検証	一式	
1. データ整理	〃	試験区3箇所
2. 現地調査	〃	水管理状況確認
3. とりまとめ	〃	
リーフレット作成	〃	
1. リーフレット作成	〃	リーフレット記載内容 ・排水対策を講じた水田への野菜作付け実証 ・スマート農業の導入効果

(業務の留意点)

第1-6条 業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1 農業者の協力を得て行うこと。
- 2 既存農地に不具合が生じないように留意すること。

(打合せ)

第1-7条 打合せ時期及び回数等は、次のとおり3回を基本とするが、必要に応じて随時行うこと。

作業段階	回数	内 容
業務着手前	1回	・ 業務の基本的事項及び業務計画及び調査方針等の概略について打合せる。
中間打合せ	1回	・ 効果検証、リーフレット作成方法等、細部条件について打合せる。
報告書原稿作成段階	1回	・ 成果物の取りまとめ方について打合せる。

(成果物)

第1-8条 提出すべき成果物は、次のとおりである。

成果品名	内 容	規 格	部数
業務報告書	説明書、調査結果・考察 他	A-4	2部
図面	位置図、平面図 他	A-3 (縮小版)	1部
電子媒体	業務報告書及び図面データ	CD-R又はDVD-R	2部

※ 装丁はチューブファイルとし、マイラー原図の提出は要しない。
※ 業務報告書は可能な限りMicrosoft Word・Excel形式で作成すること。

(成果物の装丁等)

第1-9条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書は、できるだけ分冊を避けること。
- 2 装丁等の詳細は、「標準化」の第-1章設計業務報告書標準様式によるものとし、必要に応じて工種・路線名を明記すること。
- 3 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- 4 提出先は、青森県上北農林水産事務所（十和田市西二番町10-21）とする。

(電子納品業務)

第1-10条 本業務は、電子納品業務であり、下記によるものとする。

- 1 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
- 2 成果品の電子媒体は、正・副それぞれに同様のものを添付すること。
- 3 国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<http://www.nilim-ed.jp>】よりダウンロードできる。
- 4 「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課ホームページ【<http://www.pref.aomori.lg.jp/skikaku/index.html>】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有している、又はこれと同等の能力と経験を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価 [20点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者又は現場技術員の保有資格	
	①技術士 (農業部門：農業土木、農業農村工学)	7点
	②農業土木技術管理士、ビルコンサルティングマネージャー (農業土木部門)	4点
	③上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況		
①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	
合計 (100点)		

(様式第1号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「中部上北スタイル第3号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第2号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「中部上北スタイル第3号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1部

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県上北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「中部上北スタイル第3号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話

E-mail

(企画提案書様式2)

過去 10 年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A 4 用紙 1 枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは、各種実証試験及び取りまとめ等を含む業務とし、それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年